

回 覧

〇年 4月 8日(月)

会 長	常 務 理 事 兼 事 務 局 長	センタ-所長	事 務 局 次 長	検 査 員	事 務 職 員	担 当
						

畜 第 1 6 号

令和 6 年 4 月 1 日

一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
 一般社団法人岩手県獣医師会会長
 岩手県農業共済組合組合長理事
 全国農業協同組合連合会岩手県本部県本部長

} 様

農林水産部長

岩手県牛ヨーネ病防疫対策要領及び「岩手県牛ヨーネ病防疫対策要領
 の運用について」の一部改正について
 このことについて、別添のとおり一部改正しましたので、お知らせします。
 記

1 改正の概要

国の「牛のヨーネ病防疫対策要領」の一部改正に伴い、岩手県牛ヨーネ病防疫対策
 要領及び「岩手県牛ヨーネ病防疫対策要領の運用について」を一部改正したもの。
 これにより、予備的遺伝子検出法としてプール糞便検査がスクリーニング法として活
 用できるようになったもの。

2 施行年月日

令和6年4月1日

【畜産課振興・衛生担当 工藤 TEL 019-629-5729】



岩手県牛ヨーネ病防疫対策要領の運用について

平成 19 年 6 月 15 日
一部改正平成 21 年 8 月 13 日
一部改正平成 25 年 5 月 16 日
一部改正平成 28 年 5 月 24 日
一部改正令和 3 年 11 月 1 日
一部改正令和 6 年 4 月 1 日

岩手県牛ヨーネ病防疫対策要領（平成 19 年 6 月 15 日付畜第 357 号。以下、「要領」という。）に規定する検査、自主とう汰及び証明書の交付については、以下のとおり定める。

第 1 県外からの牛の導入に係る検査

要領第 3 の 3 の（1）の県外の出荷農場から牛を導入する場合の検査は、以下により実施する。

1 検査の対象

搾乳又は繁殖の用に供する目的で飼養するために県外から導入した牛

2 牛の導入に係る連絡

県外から牛を導入しようとする者は、導入予定日の 1 週間前までに、家畜保健衛生所に導入予定年月日および導入予定頭数を申し出ることとする。

3 検査の実施時期及び方法

家畜保健衛生所職員又は家畜保健衛生所長が適当と認める者は、原則として、導入後 1 週間以内に導入した牛の糞便を採取する。この場合、導入した牛の水様性下痢、泌乳量の低下、削瘦等の臨床症状の有無を確認するとともに、導入した牛を適切に隔離飼育するよう指導する。

家畜保健衛生所は、遺伝子検査（定性判定）を実施し、陽性と判定された牛は遺伝子検査（定量判定）を実施する。

4 検査成績に基づく対応

遺伝子検査（定性判定）の結果、陰性と判定された牛について要領第 3 の 3 の（4）に基づく隔離飼育を解除する。

遺伝子検査（定性判定）の結果、陽性と判定された牛（ただし、遺伝子検査（定量判定）の結果、陽性となったものを除く）は、隔離飼育を継続するとともに、自主とう汰等を指導する。

5 手数料

検査手数料は徴さない。

第 2 牛ヨーネ病の患畜及び同居牛に係る検査

1 患畜の検査

要領第 5 の 2 の患畜の殺処分時の病性鑑定は次のとおり実施する。ただし、同居牛検査で確認された患畜の病性鑑定は、省略可とする。

（1）材料

患畜の解剖時に血清及びア〜ケに示す空腸・回腸粘膜等を採取する。

なお、病理組織検査及び細菌検査の材料は区別して採取し、検査に供するまで、10%中性ホルマリン液及び-80℃中でそれぞれ保存する。

- ア 回腸末端部（回盲部より約10 cm上）
- イ 回盲部から30 cm上
- ウ 回盲部から50 cm上
- エ 回盲部から100 cm上
- オ 空腸（パイエル板が明瞭に見える部位）
- カ 回盲リンパ節
- キ 回腸部腸間膜リンパ節
- ク 空腸部腸間膜リンパ節
- ケ 乳房上リンパ節（雌牛の場合）

(2) 検査方法

解剖、病理組織及び細菌検査（直接鏡検、分離培養、遺伝子検査（定性・定量判定））を実施するほか、必要に応じて抗体検査を実施する。

(3) その他

岩手県中央家畜保健衛生所長は必要に応じ、検査結果及び病性鑑定材料を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に送付する。

2 同居牛等の検査

要領第5の4、第6の1及び2に掲げる同居牛等の検査は次のとおり実施する。なお、予備的遺伝子検査では、必要に応じてプール糞便検査を活用できるものとする。

予備的遺伝子検査を行い、陽性又は判定不能となった牛については診断的遺伝子検査を実施するものとする。

また、遺伝子検査（定性判定）で陽性となった牛については、遺伝子検査（定量判定）を実施するとともに、必要に応じて抗体検査を実施する。

なお、肉用牛の新規発生確認時においては、診断的遺伝子検査により判定不能及び遺伝子検査（定性判定）により陽性となった牛（ただし、自主とう汰した牛は除く。）について、分離培養法を実施するものとする。

(1) 要領第5の4（患畜確認時の検査）

対 象	検 査 法
ア 6か月齢未満の牛	①遺伝子検査（予備的遺伝子検査・診断的遺伝子検査（定性・定量判定）） ②分離培養法による細菌検査（肉用牛の新規発生確認時：ただし、診断的遺伝子検査で判定不能及び遺伝子検査（定性判定）により陽性となった牛（ただし、自主とう汰した牛は除く。）に限る。） （ヨーニン検査：必要に応じて）
イ 6か月齢以上の牛	①遺伝子検査（予備的遺伝子検査・診断的遺伝子検査（定性・定量判定）） ②分離培養法による細菌検査（肉用牛の新規発生確認時：ただし、診断的遺伝子検査で判定不能及び遺伝子検査（定性判定）により陽性となった牛（ただし、自主とう汰した牛は除く。）に限る。）
ウ 臨床症状を示した牛	①診断的遺伝子検査 ②分離培養法による細菌検査 ③糞便の直接鏡検

- (2) 要領第6の1 (まん延防止のための検査)
上記(1)と同様に実施する。
- (3) 要領第6の2 (やむを得ず移動させる牛の検査)

対 象	検 査 法
ア 6か月齢未満の牛	遺伝子検査(予備的遺伝子検査・診断的遺伝子検査(定性・定量判定)) (ヨーニン検査:必要に応じて)
イ 6か月齢以上の牛	遺伝子検査(予備的遺伝子検査・診断的遺伝子検査(定性・定量判定))

- 3 分離培養法による培養期間
寒天培地で5か月とする。

第3 牛ヨーネ病発生農場における自主とう汰

牛の所有者に対し、要領第6の4の(1)に規定する疫学的に関連が高い牛の自主的なとう汰を指導するほか、同項の(2)に規定する遺伝子検査(定性判定)による自主とう汰を次のとおり指導する。

- 1 検査成績に基づく対応
遺伝子検査(定性判定)の結果、陽性と判定された牛(ただし、遺伝子検査(定量判定)の結果、陽性となったものを除く)を自主とう汰の対象とし、リスクの高い牛から計画的にとう汰を行うよう指導する。
- 2 自主とう汰の実施
可能な限り家畜保健衛生所において殺処分し、必要に応じて第2の1に定める検査を実施する。

第4 牛ヨーネ病の証明書交付

要領第7に掲げる証明書は次により交付する。

- 1 農場カテゴリーI証明
- (1) 対象
要領第2の3に定義される「カテゴリーIの農場」を対象とする。
- (2) 確認内容
- ア 家畜伝染病予防法第5条の規定に基づく本病サーベイランスの結果
イ 過去に発生確認があった場合には、清浄確認後の同サーベイランスの結果
- 2 ヨーネ病検査証明
- (1) 対象
- ア カテゴリーIIの農場で飼養される牛
イ カテゴリーI及びII以外の農場で飼養される牛
- (2) 確認事項
第2の2の(3)に基づく直近の検査成績
- 3 手数料
岩手県手数料条例別表10の金額の欄の(10)に基づく額を徴収する。

岩手県牛ヨーネ病防疫対策要領

平成 19 年 6 月 15 日畜第 357 号
一部改正平成 21 年 8 月 13 日畜第 633 号
一部改正平成 25 年 5 月 16 日畜第 214 号
一部改正平成 28 年 5 月 24 日畜第 221 号
一部改正令和 3 年 11 月 1 日畜第 650 号
一部改正令和 6 年 4 月 1 日畜第 16 号

第 1 目 的

本県における牛のヨーネ病（以下「本病」という。）防疫対策を的確に推進するため、この要領を定める。

第 2 定 義

この要領における、「新規発生確認」、「清浄確認」、「カテゴリーⅠの農場」、「カテゴリーⅡの農場」、「抗体検査」、「予備的遺伝子検査」、「プール糞便検査」、「診断的遺伝子検査」、「遺伝子検査（定性判定）」、「遺伝子検査（定量判定）」、「抗原検査」及び「ヨーニン検査」の定義は、次のとおりとする。

- 1 「新規発生確認」とは、3 のカテゴリーⅠの農場において、本病の発生が確認されたことをいう。
- 2 「清浄確認」とは、本病の発生が確認されていないこと又は本病の発生が確認されたが、第 5 に規定する措置及び第 6 に規定する対策を講じ、患畜及び疑似患畜（以下「患畜等」という。）が確認されなくなったことをいう。
- 3 「カテゴリーⅠの農場」とは、清浄確認が行われており、第 3 の規定により予防対策が講じられ、かつ、第 4 の（1）に掲げるサーベイランスで陰性が確認された農場をいう。
- 4 「カテゴリーⅡの農場」とは、本病の発生があり、第 5 に規定する措置又は第 6 に規定する対策を講じている農場をいう。
- 5 「抗体検査」とは、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）施行規則（以下「規則」という。）別表第 1 ヨーネ病の項のスクリーニング法のうち予備的抗体検出法による検査をいう。
- 6 「予備的遺伝子検査」とは、規則別表第 1 ヨーネ病の項のスクリーニング法のうち予備的遺伝子検出法（以下「予備的遺伝子検出法」という。）による検査をいう。（7 のプール糞便検査で陽性になった検体に含まれる個体の糞便材料について行う予備的遺伝子検出法による検査を含む。）
- 7 「プール糞便検査」とは、複数個体の糞便材料を一つの検体として行う予備的遺伝子検査をいう。

- 8 「診断的遺伝子検査」とは、規則別表第1ヨーネ病の項のリアルタイムPCR法（ヨーネ病診断用リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応キット（プローブを用いるものに限る。）による方法）による検査をいう。
- 9 「遺伝子検査（定性判定）」とは、診断的遺伝子検査によるヨーネ菌DNAの有無を確認する判定をいう。
- 10 「遺伝子検査（定量判定）」とは、診断的遺伝子検査による糞便抽出液2.5 μ l中のヨーネ菌DNA濃度を基準とした判定（0.001pg/2.5 μ l以上の検体を陽性とする。）をいう。
- 11 「抗原検査」とは、規則別表第1ヨーネ病の項の分離培養法による細菌検査、予備的遺伝子検査又は診断的遺伝子検査をいう。
- 12 「ヨーニン検査」とは、それぞれ規則別表第1ヨーネ病の項のヨーニン検査をいう。

第2の2 プール糞便検査

プール糞便検査は、規則別表第1ヨーネ病の項のスクリーニング法（ヨーネ病診断用リアルタイムポリメラーゼ連鎖反応キット（インターナルコントロールを用いるものに限る。）による方法）を用いて、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）が定める「ヨーネ病検査マニュアル」に記載された手法に従い、行うものとする。

第3 発生予防対策

家畜保健衛生所長及び牛の所有者は、本病の発生を予防するため、次の1から3までの措置を行うものとする。

1 牛の所有者への助言

家畜保健衛生所長は、獣医師等と連携し、牛の所有者（管理者を含む。）に対し、本病の発生予防に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、法第12条の3の飼養衛生管理基準並びに次の2及び3に掲げる事項を遵守するよう、助言又は指導を行うものとする。

2 適切な飼養衛生管理

牛の所有者は、適切な飼養衛生管理を行うため、次の（1）から（7）までに掲げる事項を行うものとする。

- （1）子牛は可能な限り早期に成牛（母牛を含む。）群から離して飼養すること。
- （2）子牛への初乳給与に当たっては、清浄確認が行われており、かつ、第3に掲げる発生予防対策を講じている農場の牛の初乳又は代用初乳を摂取させること。
- （3）分娩牛房は清潔に保つこと。
- （4）牛の排せつ物及び排せつ物を含む敷料については、草地等への直接還元は避け、切り返し等を十分に行い、完全に熟成（堆肥化）させること。
- （5）牛舎内、特に牛床、飼槽及びウォーターカップについては、常に清潔に保つよう、定期的に清掃し、その後、洗浄及び消毒を実施すること。
- （6）農場入口への消毒薬の散布、牛舎入口での専用作業靴への交換、踏込消毒槽の

設置等による入場車両、作業靴の消毒等の必要な措置を講ずること。

- (7) 日頃から飼養牛の健康状態を観察し、本病を疑う症状が確認された場合には速やかに獣医師又は家畜保健衛生所に連絡し、必要な検査を受けること。

3 牛の移動の際の証明等

牛の所有者は、出荷農場、導入農場双方の協力により、次の(1)から(7)までに掲げる措置を確実に講じ、本病の発生予防に努めるものとする。

- (1) 農場への牛の導入に当たっては、出荷農場が第7の証明書によるカテゴリーⅠの証明を受けていることを確認すること。また、カテゴリーⅠの証明を受けていることを確認した農場からの導入牛であっても、導入時には抗体検査、ヨーニン検査又は抗原検査により、陰性を確認するよう努めること。特に、県外の出荷農場から導入する場合は、導入時に抗原検査により陰性を確認すること。

また、抗体検査により陽性となった牛については、抗原検査を実施し、陰性を確認すること。

なお、遺伝子検査(定性判定)で陽性となった牛については、遺伝子検査(定量判定)を実施すること。

- (2) やむを得ずカテゴリーⅡの農場から牛を導入する場合にあっては、過去6か月以内に最低3か月の間隔をあけた2回以上の抗原検査により陰性が確認されたものに限り、併せて、導入後に再度、1回以上の抗原検査を実施し、陰性を確認すること。

なお、出荷時の理由から、最低3か月の間隔をあけた2回以上の抗原検査の実施が困難なものについては、1回の抗原検査により陰性を確認した牛に限り出荷できるものとする。この場合においては、導入農場において導入後に最低3か月の間隔をあけた2回以上の抗原検査により陰性を確認すること。

また、導入農場は、導入牛が出荷の際に受けた検査(結果)回数を第7の証明書により確認した上で、管轄の家畜保健衛生所へ導入後の検査を依頼すること。

- (3) カテゴリーⅠ及びⅡ以外の農場から牛を導入する場合は、第7の証明書により陰性を確認するよう努めること。陰性が確認されていない牛については、(1)に準じた検査を行うこと。

- (4) 牛の出荷農場は、(1)から(3)までの確認が円滑に行えるよう、第7の規定に基づき、別記様式により、「農場カテゴリーⅠ証明書」又は個体毎の「ヨーネ病検査証明書」の交付を受けること。

- (5) 牛を導入した場合には、当該牛について、(1)から(3)までの確認が終了するまでの間、隔離牛舎、空き牛舎等を利用し、他の飼養牛と接触させないよう隔離飼育すること。

ただし、肥育のみを行う農場における牛の導入にあっては、(1)から(3)までの検査及び隔離飼育は必ずしも必要ではない。

- (6) 家畜共進会等の催物を目的とした、カテゴリーⅡの農場からの牛の一時的な移動に当たっては、当該催物の開催者から出場の許可を得た場合であっても、当該

移動牛について少なくとも（２）の規定に準じ、本病の陰性を確認すること。

また、カテゴリーⅡ以外の農場からの牛の移動についても、抗体検査、ヨーニン検査又は抗原検査により陰性を確認するよう努めること。

（７）カテゴリーⅡの農場からの牛の移動に際しては、隔離・消毒の徹底等、輸送中の他の農場の牛が本病に感染することを防ぐための措置を講ずること。

第４ 患畜又は疑似患畜の判定

家畜保健衛生所長は、次の（１）から（４）までの検査を実施し、規則別表第１ヨーネ病の項の規定に基づき、患畜等を判定するものとする。

（１）法第５条に基づく検査（サーベイランス）

（２）第３の３の（１）から（３）までの規定に基づく検査（以下「移動牛検査」という。）

（３）第５の４及び第６に規定された同居牛の検査

（４）その他病性鑑定等による自主検査

第５ 患畜等確認時の防疫措置

家畜保健衛生所長は、獣医師及び患畜等の所有者等と連携し、次の１から５までに掲げる防疫措置を講ずるものとする。

なお、１から３の防疫措置が終了するまでの間、関係者以外の出入りを制限するよう指導する。

１ 患畜等の隔離

本病の患畜等の所有者に対し、法第１４条第１項の規定に基づき、患畜等を速やかに隔離するよう指示する。

２ 殺処分命令

本病の患畜の所有者に対し、法第１７条第１項の規定に基づき、患畜が確認された後２週間以内に当該患畜の殺処分を行うよう命ずる。

患畜の殺処分は、原則、家畜保健衛生所で行い、中央家畜保健衛生所病性鑑定課と協議の上、病性鑑定を実施する。

３ 消毒等

患畜等が確認された農場においては、患畜の所有者に対し、法第２５条第１項の規定に基づき、牛舎等の消毒を行うよう指示するとともに、糞尿（発酵が不十分な堆肥を含む。）の適正な処理について指導する。

４ 患畜確認時の検査

患畜が確認された農場においては、直ちに、法第５１条に基づき、（１）及び（２）に従い検査（以下「同居牛検査」という。）を実施する。

ただし、第３の３の（１）から（５）までの規定に基づき、検査及び隔離飼育中（直接又は間接的に他の飼養牛との接触のない場合）に患畜が確認された場合にあつては、この限りではない。

なお、発生確認の1か月以内に検査を実施した牛については、当該検査を同居牛検査の一部として実施したものとみなすことができる。

- (1) 当該農場において、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養されている全ての牛について、予備的遺伝子検査を行い、陽性又は判定不能となった牛については診断的遺伝子検査を実施する。

遺伝子検査（定性判定）により陽性となった牛については、遺伝子検査（定量判定）を実施する。

なお、診断的遺伝子検査で判定不能となった牛については分離培養法による細菌検査を実施する。

また、6か月齢未満の牛については、必要に応じてヨーニン検査を実施する。

- (2) 当該農場で飼養されている牛のうち、下痢、泌乳量の低下、削瘦等の臨床症状を示した牛については、診断的遺伝子検査を実施するとともに、糞便の細菌検査（直接鏡検及び分離培養）も併せて実施する。

5 出荷農場に対する措置

移動牛検査で患畜が確認された場合は、患畜確認時の検査の結果及び疫学的な関連を考慮し、出荷農場に対し法第51条に基づく検査及び4に基づく検査を行うものとする。

なお、出荷農場が県外に所在する場合には、家畜保健衛生所長は畜産課総括課長に、畜産課総括課長は出荷農場の所在する都道府県畜産主務課長に連絡する。

第6 まん延防止対策

家畜保健衛生所長は、獣医師及び患畜の所有者等と連携し、第5に規定する患畜等確認時の防疫措置終了後、次に掲げるまん延防止対策を講ずるものとする。

1 まん延防止のための検査

まん延防止のための検査は、(1)から(3)に従い実施する。

- (1) 第5の4の(1)に規定する患畜確認時の検査の後、まん延防止のため、少なくとも年3回の同居牛検査を実施すること。
- (2) (1)の検査終了後2年間、少なくとも年2回の同居牛検査を実施すること。
- (3) 臨床症状を示した牛については、第5の4の(2)に規定する検査を実施すること。

2 カテゴリーⅡの農場の牛の移動自粛

最低3か月の間隔をあけた連続した2回の同居牛検査で全ての同居牛の陰性が確認されるまでの間、牛の移動を自粛するよう所有者に対し要請する。

やむを得ず2回の検査結果が確定する前に牛を移動する場合にあっては、当該牛が、最低3か月の間隔をあけた2回の抗原検査により陰性が確認された後に移動させるよう指導を行うものとする。

ただし、6か月齢未満の牛については、必要に応じてヨーニン検査を実施するものとする。

この際の移動にあっては、特にも発生確認時に12か月齢未満の雌牛については、

肥育向けに出荷するよう強く指導するものとする。

ただし、肥育農場若しくはと畜場に出荷する場合にあっては、この限りではない。

3 自主検査の推進

家畜保健衛生所長は、患畜が確認された農場の早期の清浄化を図るため、牛の所有者に対し、第5の4及び1に規定する検査の他に、自主的な検査を実施するよう、助言又は指導を行うものとする。

4 自主とう汰の推進

家畜保健衛生所長は、患畜が確認された農場の早期の清浄化を図るため、牛の所有者に対し、次の(1)から(2)までのいずれかの項目に該当する牛が確認された場合には、速やかに自主的にとう汰するよう助言又は指導する。

また、早期とう汰が困難な場合は、所有者に対し、当該牛を隔離飼育すること及び繁殖の用に供さないことを指導する。

(1) 患畜の産子及び患畜と幼齢時に密接に接触するなど疫学的に関連が高い牛

(2) 遺伝子検査(定性判定)により陽性になった牛(ただし、遺伝子検査(定量判定)により陽性となったものを除く。)

第7 検査証明書の交付

家畜保健衛生所長は、牛の所有者から、当該農場がカテゴリーIであることの証明又はヨーネ病検査において陰性であったことの証明に係る申請があった場合は、必要な事項について確認の上、別記様式により証明書を交付する。

第8 検査基準等

県は、本要領に基づく防疫対策の円滑な運用を図るため、必要な事項について別に定める。

附則

1 本要領は、平成19年6月15日から施行する。

2 ただし、第6の2の証明のうち、カテゴリーIであることの証明書の交付については、当分の間、搾乳の用に供する牛を対象としたものに限る。

3 附則の2の「当分の間」は、「平成24年3月31日までの間」とする。

(別紙1)

家 第 _____ 号
年 月 日

家畜の隔離指示書

様

家畜保健衛生所長 印

あなたが所有（管理）する下記の牛をヨーネ病患者（疑似患者）と診断したので、家畜伝染病予防法第14条の規定により、別途指示するまで隔離飼養して下さい。

記

1 ヨーネ病患者（疑似患者）と診断した牛

品 種	名 号	性	生年月日	個体識別番号	隔離場所

2 ヨーネ病患者（疑似患者）と同居した家畜

畜 種	品 種	頭 数		隔離場所
		成 畜	子 畜	

(隔離に当たっての注意事項)

- 1 家畜の出し入れは家畜防疫員が許可する場合を除き、これを行ってはならない。
- 2 飼料、敷料、家畜管理用具等病原体に汚染したおそれのあるものを持ち出してはならない。
- 3 家畜の管理者及び家畜防疫員以外の者は畜舎に立ち入ってはならない。
- 4 家畜の生産物は、家畜防疫員が許可する場合を除いて、持ち出してはならない。
- 5 畜舎の出入り口は1か所のみとし、消毒槽を設けること。
- 6 管理者が外出する場合は、身辺を消毒すること。

(別紙2)

農場カテゴリー I 証明書交付申請書

年 月 日

家畜保健衛生所長 様

住 所
申請者
氏 名

農場で飼養している牛を移動させたいので、下記の農場が岩手県牛ヨーネ病防疫対策要領（平成19年6月15日畜第357号農林水産部長通知）において、カテゴリー I に分類される農場であることを証明願います。

記

1 農場名 (所有者名)	
2 農場所在地	

(別紙3)

農場カテゴリーI 証明書

○ 家 第 号

様

下記の農場は岩手県牛ヨーネ病防疫対策要領（平成19年6月15日畜第357号農林水産部長通知）において、カテゴリーIに分類されることを証明します。

記

1 農場名（所有者名）	
2 農場所在地	
3 最終検査実施年月日	
4 その他	

年 月 日

岩手県〇〇家畜保健衛生所長 印

(別紙4)

ヨ一ネ病検査証明書交付申請書

年 月 日

岩手県〇〇家畜保健衛生所長 様

住所

申請者

氏名

飼養している下記の牛を農場から移動させたいので、ヨ一ネ病の検査の結果を証明願います。

記

飼養場所	農場名 (所有者名)	
	農場所在地	
移動先	移動予定年月日	
	移動先等 (所在地、農場名等)	
牛の名号等	品 種	
	性 別	
	名 号	
	個体識別番号	
	生年月日	

(別紙5)

家 第 号
年 月 日

ヨーネ病検査証明書

様

家畜保健衛生所長 印

下記の牛についてヨーネ病の検査の結果を証明します。
記

農場名等	農場名 (所有者名)			
	農場所在地			
	区 分 (農場検査回数)	患畜の最終発生日： / 未発生 (最終発生後 回)		
牛名号等	品 種			
	性 別			
	名 号			
	個体識別番号			
	生年月日			
	採材日 (検査日)			
検査項目等	遺伝子検査	判定日：	判定日：	結果：陰性
	分離培養	判定日：		結果：陰性
	その他	判定日：	判定日：	結果：陰性
	導入農場における2回以上の再検査の必要性	必要 / 不要		
	備 考			

(参考1)

石灰乳塗布による畜舎内の消毒方法等

1 消毒の手順

項目	方法
(1) 消毒の準備	石灰乳の付着によって使用不能又はそのおそれのある管理器具、機械、飼料等を移動するとともにコンセント、換気扇、窓ガラス等の施設に目張りをする。
(2) 清掃	糞便及び敷料を除去する。この場合、壁、床、柱等に固着した汚物は、予め温湯等で浸して除去する。
(3) 水洗・消毒	水洗後消毒薬（塩素剤）を散布する。
(4) 乾燥	十分に乾燥させる。
(5) 石灰乳塗布	石灰乳塗布機を用いて壁、柱の表面全体に石灰乳を吹き付ける。
(6) 乾燥	塗布部分を十分に乾燥させる

2 石灰乳の調整方法

- (1) 定量の生石灰に同量の水を徐々に加え、ガスを発生させる。
- (2) ガスの発生後、生石灰の2倍量の水を加えて十分に混合する。

3 注意事項

- (1) 石灰乳を塗布する際は十分に換気し、作業従事者はマスク、ゴム手袋等を着用すること。
- (2) 石灰乳の塗布量は消毒対象物の表面を薄く覆う程度にとどめ、厚く塗らないこと。
- (3) 消毒作業を中断し又は終了するときは、石灰乳塗布機内に石灰乳が固着しないよう水洗を十分に行うこと。
- (4) 石灰乳はアルカリ性で皮膚刺激性が強いことから家畜の収容は、十分に乾燥した後に行うこと。

(参考2)

患畜確認時及びまん延防止対策に係る検査

発生後の月経過	1年目				2年目		3年目		
	0	3	6	9	12	18	24	30	
ヨーニン検査 (6か月齢未満)	○	○	○	○	○	○	○	○	清浄化 (30か月)
遺伝子検査 (予備的・診断的) (全ての牛)	○	○	○	○	○	○	○	○	
分離培養法 (肉用牛)	○								

留意事項

1 ヨーニン検査

必要に応じて実施する。

2 遺伝子検査

予備的遺伝子検査の結果、陽性又は判定不能となった牛については診断的遺伝子検査を実施する。

遺伝子検査（定性判定）により陽性になった牛については自主とう汰を指導する（ただし、遺伝子検査（定量判定）により陽性となったものを除く。）

3 分離培養法

肉用牛の新規発生確認時においては、診断的遺伝子検査により判定不能及び遺伝子検査（定性判定）により陽性となった牛（ただし、自主とう汰した牛は除く。）について、分離培養法を実施するものとする。

培養期間は、寒天培地で5か月とする。